

競技麻雀研究会 会則

第一章 総則

第1条 本会は鳥取大学競技麻雀研究会と称する。

第2条 本会は鳥取市湖山町南4丁目101鳥取大学内に置く。

第3条 本会は各会員の麻雀の技術向上とともに、地域内外に論理的思考による頭脳スポーツとしての競技麻雀の魅力を発信することを目的とする。

第4条 本会の会員は原則鳥取大学の学生とする。ただし、全役員の了承を得た上で左記以外の者が本会の活動へ参加することは、これを認める。

第二章 活動

第1条 本会は第一章第3条の目的を達成するため、以下の活動を行う。

1. 原則対面にて競技麻雀を打つ。ただし、大会や研究においてゲームアプリを用いた活動を行うことは、これを認める。

第2条 本会の会員は活動を行う上で、以下の点に注意する。

1. 備品を大切に使う。
2. 活動場所として利用する施設を大切に利用する。
3. 賭博は禁止する。

第三章 役員

第1条 第二章第1条の活動を行うため、以下の役員を置く。

1. 会長（1名）
2. 副会長（1名以上）

第2条 役員は会員の中から選出される。

第3条 各役員に立候補した、または他会員より推薦された会員のうち、全会員の3分の2以上の支持を得たものを役員とする。

第4条 全会員の3分の2以上の賛成により役員を罷免することは、これを認める。

第四章 細則

第1条 本会則は全会員の3分の2以上の支持によって改正される

附則

* 本会則は平成18年11月15日より施行する。

* 令和7年7月7日一部改正